

第47回四日市市都市計画審議会議事概要

1. 開催日時 平成30年2月6日(火) 13:30~16:40

2. 開催場所 四日市市役所 11F 第1委員会室

3. 出席者

【委員】

(市議会議員委員)

伊藤(修)委員、川村委員、豊田(祥)委員、樋口委員、三木委員、
諸岡委員(14:30~15:30)

(学識経験者委員)

丸山委員、藤谷委員、森谷委員、笹川委員

(市民委員)

小川委員

【四日市市】

都市整備部 山本部長、稲垣理事、下里次長

【事務局】

都市計画課 伊藤課長

総務・まちづくり支援グループ 鈴木グループリーダー、田中技師
野口技師、伊藤主事、川村技師
計画グループ 山口グループリーダー、片山技師、
杉浦技師

第91号議案のみ

建築指導課 伊藤課長、嶋田副参事

許可認定係

林係長、長谷川主幹

4. 傍聴者 なし

5. 配布資料

(事前配布資料)

- ・第87号議案 四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想(内部地区)
【四日市市都市計画まちづくり条例第22条に基づく付議】
- ・第88号議案 四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想(川島地区)
【四日市市都市計画まちづくり条例第22条に基づく付議】
- ・第89号議案 四日市市都市計画地区計画の変更(小林地区地区計画の変更)
【四日市市決定】
- ・第90号議案 四日市市景観計画の変更【景観法第9条第2項に基づく諮問】
- ・第91号議案 一般廃棄物処理施設(家電リサイクル処理施設)の敷地の
位置について【建築基準法第51条ただし書許可に関する付議】

(当日配付資料)

- ・ 席次表
- ・ 第 8 8 号議案 関連資料 - 2 正誤表

6. 審議会の内容

- ・ 委員 1 5 名中 1 1 名出席⇒会議成立
- ・ 非公開に該当する内容はないため、会議公開
- ・ 議事録署名人の氏名⇒笹川委員、小川委員

第 8 7 号議案 四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想（内部地区）

【四日市市都市計画まちづくり条例第 2 2 条に基づく付議】

【事務局説明】

第 8 7 号議案、四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想（内部地区）決定案について説明させていただきます。

最初に、都市計画マスタープラン全体構想と本日の議案である地区ごとの都市計画マスタープラン地域・地区別構想の位置づけについて説明します。

第 8 7 号議案の関連資料 - 1 をご覧ください。

まず、赤枠のところですが、本市の都市計画マスタープランは黄色で示す全体構想と緑色で示す地域・地区別構想の 2 つから構成されています。この地域・地区別構想は地区ごとの都市計画マスタープランに当たります。

全体構想は市の総合計画や三重県が策定する三重県都市マスタープランに則して地域全体の観点から市のまちづくりの方向を示すものであり、概ね 2 0 年後の市の将来像を示し、まちづくりの方針や土地利用の基準となるものです。

一方、地域・地区別構想は全体構想の方針に即して概ね 1 0 年間の地区ごとの土地利用や整備の計画を示したものです。この都市計画マスタープラン地域・地区別構想は資料のオレンジ色で示す地域の方々に策定し、市に提案された地区まちづくり構想を基に市が作成します。この手続は都市計画法で定められた都市計画決定の手続を要する案件ではありませんが、都市計画まちづくり条例第 2 2 条に基づき、市が策定するに当たり、その決定案について当審議会の議を経て策定することになっており、今回、議案としてご審議いただくものであります。

現在、市内での地区まちづくり構想の取り組み状況ですが、市内 2 4 地区のうち昨年 5 月 1 8 日に提案された河原田地区を含め、1 5 地区から地区まちづくり構想が市に提案され、これを基に策定する都市計画マスタープラン地域・地区別構想は、橋北地区から始まり、9 地区で策定済みで、第 8 7 号議案の内部地区、第 8 8 号議案である川島地区が 1 0

地区目、11地区目となります。

内部地区は四日市市の南部に位置し、地区の中央に内部川やその支川である足見川、鎌谷川が流れており、周囲の丘陵地には豊かな自然が残り、また、東海道の杖衝坂や采女城跡といった歴史的な財産も残っております。平成4年には地区の花をすいせんとし、各所での花植え活動や貝家町におけるビオトープの整備、采女が丘における環境整備など、住民による活動が盛んな地区であります。また、あすなろう鉄道沿線の大規模な社宅跡地が住宅地開発され、現在、入居が始まっている状況です。

議案の前に、内部地区まちづくり構想の概要について簡単に説明します。関連資料-2の内部地区まちづくり構想をご覧ください。

内部地区では、平成23年5月に発足した内部地区まちづくり構想策定委員会にて2年近くの期間を経て取りまとめを行い、平成25年7月に市に提案されました。

まちづくり構想の目次と1ページをご覧ください。

内部地区が目指す将来像として、「次世代へ 歴史・自然・暮らしをつなぐまち 内部」のもと、「道路」、「公共交通機関」、「安全・安心なまち」、「地域の資源」、「暮らしの舞台」の5つのテーマで構成されています。

簡単に各テーマの地区の取り組みについて説明します。関連資料-2の24ページをご覧ください。

こちらはまちづくり構想の内容を地図に落とし込んだ構想図となります。まず、「道路」について青色で内容と箇所が示してあります。「道路」は幹線道路と生活道路・通学路の2つの項目で、北勢バイパスや県道四日市鈴鹿環状線の早期整備の働きかけや学校周辺の通学路の見守りや安全対策などが記載されています。

2つ目、「公共交通機関」についてはオレンジ色で示し、公共交通機関の利用促進や公共交通不便地域での移動手段の確保などの記載がされています。

3つ目、「安全・安心なまち」は茶色で示し、災害への備えと犯罪の未然防止の2つの項目で、河川などの排水機能の向上の働きかけや地域ごとの防犯パトロールの展開などが記載されています。

4つ目、「地域の資源」については緑色で示し、自然資源と歴史・文化資源の2つの項目で、緑化活動や環境美化活動の実施・体制づくりや、地区や鉄道沿線における地域資源を活かしたルートづくりとウォーキングイベントの実施などが記載されております。

最後に、「暮らしの舞台」についてはピンク色で示し、土地利用・住環境、コミュニティの2つの項目で住環境の向上に関する取り組みや空き家を利用した転入促進などが記載されています。

内部地区まちづくり構想の概要の説明は以上となります。

それでは、内部地区都市計画マスタープラン地域・地区別構想決定案の内容について説明します。内部地区都市計画マスタープランの「はじめに」のページをご覧ください。

下側の「内部地区都市計画マスタープランとは」と記載されていますが、このマスター

プランは全体構想に基づくアクションプランで、今後10年間の必要な施策を中心にまちづくりの方向性を示し、さまざまな分野、人々との連携、協力を進めるためのものとなります。

次に、目次をご覧ください。

第1章、内部地区の特徴から第4章、内部地区都市計画マスタープランの実現に向けての構成となります。

議案書の1ページの第1章、内部地区の特徴ですが、先程説明しましたので、割愛させていただきます。

2ページの第2章、内部地区のまちづくりの基本的方向については、内部地区まちづくり構想における地区の将来像、「次世代へ 歴史・自然・暮らしをつなぐまち 内部」をまちづくりの基本的な方向とし、この基本的な方向を実現させるため、「安全・安心なまちづくり」、「住みやすいまちづくり」、「自然・歴史・文化を活かしたまちづくり」の3つを柱とし、都市整備の取り組みとして施策、事業を展開していくこととしています。

議案書の3ページからは第3章、内部地区のまちづくりへの取り組みが記載されています。各項目に地区のまちづくりの目標や課題、望まれる方向の内容が明朝体、取り組みの方針はゴシック体で記載する構成となっています。

まず、1つ目の柱である「安全・安心なまちづくり」については、「幹線道路の整備促進」、「生活道路、通学路の安全確保」、「河川などの安全性の向上」、「災害に強いまちづくり」の4つの施策について、それぞれの取り組みの方針を示しています。これらの取り組みの方針や実施時期をまとめている議案書の7ページをご覧ください。

1つ目の「幹線道路の整備促進」については、国道1号などの渋滞対策や南北方向の円滑な通行確保のため、地区内に整備計画がある幹線道路の北勢バイパスや県道四日市鈴鹿環状線の早期整備を国や県に働きかけることとしています。

2つ目、「生活道路、通学路の安全確保」の取り組みとしては、通学路への通過交通の流入箇所や生活道路での危険な箇所での安全確保のため、内部中学校南の通学路となっている足見川左岸線について交通規制や路面表示などの交通安全対策の実施の検討、県道四日市鈴鹿環状線の波木町の集落を抜ける区間の速度抑制対策や内部中学校西や小古曾の山中胃腸科前の変則交差点における安全対策についての協議を行うこととしています。

3つ目の「河川などの安全性の向上」の取り組みとしては、地区に流れる河川の安全性確保や負荷軽減のため、内部川の流下能力向上として堤防改修や足見川、鎌谷川も含めた適正な維持管理についての働きかけ、雨水の貯留機能を持つ農地を確保するため、生産緑地地区の面積要件の緩和を行うこととしています。

4つ目の「災害に強いまちづくり」については、既存集落や東海道沿いの市街地における災害時の安全性を高めるため、狭あい道路の解消のため、建て替え時の道路後退の支援や後退用地の整備、耐震性の低い木造住宅について無料耐震診断や耐震改修補助による安全性の向上や除却の支援などを行うこととしています。

議案書の9ページをご覧ください。

構想図となります。「安全・安心のまちづくり」の項目については、凡例で示した色でそれぞれの取り組みの想定箇所を示しています。

議案書の5ページにお戻りください。

2つ目の柱である「住みやすいまちづくり」については、「公共交通の利便性向上と利用促進」、「住宅団地における住環境の維持・向上」、2つの施策について取り組みの方針を示しています。議案書の8ページの表の左上部分をご覧ください。

1つ目の「公共交通の利便性向上と利用促進」については、地域住民の移動手段確保のため、あすなろう鉄道内部駅の利便性向上のため、駅前広場整備や利用促進に向けた緑化活動への支援、公共交通不便地域を対象としたデマンドタクシーによる社会実験などを行うこととしています。

2つ目の「住宅団地における住環境の維持・向上」については、地区にある規模や年代の異なる住宅団地を今後、多世代の住む住宅団地として維持していくため、地区計画などの地域のルールづくりについて専門家派遣などの支援、公共空間の緑化活動を行う団体に対し「花と緑いっぱい事業」などによる支援や必要となる公園のリニューアルに努める。「住み替え支援事業」における子育て世帯の転入や「空き家バンク」の登録の促進を行うこととしています。

議案書の9ページの構想図をご覧ください。

「住みやすいまちづくり」の項目については、凡例で示した色でそれぞれの取り組みの想定箇所を示しています。

議案書の6ページにお戻りください。

3つ目の柱である「自然・歴史・文化を活かしたまちづくり」については、「自然を活かしたまちづくり」、「歴史・文化を活かしたまちづくり」の2つの施策について、それぞれの取り組みの方針を示しています。

議案書の8ページをご覧ください。

取り組みの方針をまとめたものが表の左下部分となります。「自然を活かしたまちづくり」は、自然を活かした活動への支援のため、公共空間での緑化活動の支援や貝家町のピオトープにおける憩いの場づくりへの市民緑地制度による支援、内部川や足見川の河川空間の活用について関係機関との協議、「南部アルプス縦走路」の利活用などを行うこととしています。

2つ目の「歴史・文化を活かしたまちづくり」の取り組みについては、歴史・文化を住民、来訪者が気軽に触れられるまちづくりを行うため、東海道について歴史や景観に配慮した道路整備、「采女城跡」については歩きやすい散策路整備などを市民緑地制度による支援を行うこととしています。

議案書の9ページの構想図をご覧ください。「自然・歴史・文化を活かしたまちづくり」の項目については、凡例で示した色でそれぞれの取り組みの想定箇所を示しています。

議案書の7ページの表をご覧ください。左側の表は四日市市が概ね10年間に予定する地域整備の取り組みを、右側の表は内部地区まちづくり構想の地域整備に関する提案項目を抜粋したものを併記する形で記載しています。一例を申し上げますと、右表の最上段の内部地区まちづくり構想で提案された北勢バイパスの早期整備に対して、内部地区都市計画マスタープランでは北勢バイパスについて国道477号バイパス以南区間の早期整備を国に働きかけるとしています。

8ページも同様で、また、表の下には、今後これらの整備に関する予算の確保に努めていく旨を記載しています。

議案書の10ページをご覧ください。

第4章、内部地区都市計画マスタープランの実現に向けてでは、多様な主体の参画と協働によるまちづくりの取り組みの方針、継続的なフォローアップについての取り組みの方針を記載しています。

最後に縦覧結果について、関連資料-3をご覧ください。

平成30年1月5日から1月19日まで、都市計画課及び内部地区市民センターにて決定案の縦覧を行いました。縦覧者は3名で、意見書の提出はありませんでした。

第87号議案、四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想（内部地区）決定案についての説明は以上となります。

《質疑応答》

【会長】

第87号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

【G委員】

9ページの構想図に良い名前がつけてあると感心したのですが、「南部アルプス縦走路」とはどのような道か教えてください。

【事務局】

こちらは平成28年度に市で、西日野駅から四日市南高校の辺りの山を登り、南部丘陵公園、采女城跡の辺りを通過し内部駅までの登山道とまではいきませんが、散策ルートを作りまして、現在はあすなろう鉄道と連携した等イベントを開催させていただき、活用している状況となります。

【会長】

他にいかがでしょうか。大変よく整理されていると思いますので、意見がないということは認めていただけるということだと思います。それでは、採決に入りたいと思います。

第87号議案につきまして、原案どおりということよろしいでしょうか。

【採決】

全員一致で原案どおり可決

第 88 号議案 四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想（川島地区）

【四日市市都市計画まちづくり条例第 22 条に基づく付議】

【事務局説明】

第 88 号議案、四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想（川島地区）決定案について説明させていただきます。配付資料は議案書及び関連資料となります。

最初に川島地区についてですが、川島地区は四日市市のほぼ中央部に位置し、東から西に向けて緩やかに標高が上がる地形となっており、地区の中央を鹿化川が流れております。また、地区西部の大門山周辺には山林と竹林が広がり、シデコブシの群落や茶畑も見られ、鹿化川沿いの千本桜は春には桜の観賞地としてにぎわいを見せています。

一方、丘陵部では昭和 40 年代から大規模な住宅用地の開発が行われるなど、都市としての成長を遂げてきました。将来には、国道 1 号、北勢バイパスが地区東部を縦断する計画があることから、今後、地区を取り巻く様々な環境の変化に適切に対応しながら、自然環境との調和を図り、魅力的な住環境を維持、発展させていくことが期待されています。

議案説明の前に、川島地区まちづくり構想の概要について少しご説明をさせていただきます。関連資料 - 1 をご覧ください。

川島地区では、平成 23 年 8 月に発足した川島地区まちづくり構想検討委員会にて 2 年半近くの期間を経てまとめられ、平成 26 年 4 月に川島地区まちづくり構想として市に提案されました。

関連資料 - 1 の 11 ページをご覧ください。

こちらでは、将来像として、豊かな自然と笑顔があふれるまち川島が掲げられており、12 ページで目標 1 「美しい川島」、目標 2 「住みよい川島」、目標 3 「みんなで育む川島」という 3 つのまちづくりの目標が掲げられています。

続いて、目標ごとに概略を説明します。

まず、目標 1 「美しい川島」について、関連資料 - 1 の 23 ページをご覧ください。こちらは「美しい川島」に関する今後の取り組み方針を地図に落とし込んだものになります。一例として、ページ中央にあります大門山の内容については、111 ①大門山散策ルートの設定と散策イベントなどが対象区域ともに記載されています。また、具体的に位置を示せない内容は、図右上の 121 ①景観や環境形成に関する学習会の開催などについて記載されています。

次に、目標 2 「住みよい川島」については関連資料 - 1 の 36 ページをご覧ください。こちらでは「住みよい川島」に関する今後の取り組み方針が先程と同様に示されています。一例として、かわしま園の生活道路につきまして、221 ①通過車両の流入防止などが示されています。また、具体的に位置を示せない内容は、図左下の 211 ①地区防災計画などの方針などについて記載されています。

最後に、目標 3 の「みんなで育む川島」については関連資料 - 1 の 37 ページをご覧ください。

ださい。こちらではみんなで育む川島に関する施策の体系がみんなで育むまちとして、(1) 様々な地域活動を継続できる体制を整えるから、(4) まちづくり構想推進体制を整えるまでの4点が記載されています。

簡単ではありますが、川島地区まちづくり構想の概要の説明は以上です。

それでは、地区から提案されたまちづくり構想をもとに策定しました川島地区の土地利用の方針となる川島地区都市計画マスタープラン地域・地区別構想決定案の内容について説明します。なお、この決定案については、縦覧時にいただいた意見を踏まえ一部修正を行っています。

議案書の「はじめに」のページをご覧ください。先程の第87号議案と同様に、このマスタープランは今後10年間の必要な施策を中心にまちづくりの方向性を示し、様々な分野、人々との連携や協力を進めるためのものとなります。

次に、目次をご覧ください。第1章、川島地区の特徴から第4章、川島地区都市計画マスタープランの実現に向けての構成となります。

議案書の1ページをご覧ください。第1章の川島地区の特徴については、先程説明しましたので、割愛します。

議案書の2ページをご覧ください。第2章については川島地区のまちづくりの基本的方向を示しています。川島地区まちづくり構想の提案を受け、地区の将来像である豊かな自然と笑顔があふれるまち川島をまちづくりの基本的な方向とし、この基本的な方向を実現するため、「1. 美しい川島～美しい自然、風景があるまち～」、「2. 住みよい川島～安心して住み続けられるまち～」の2つを柱とし、都市整備の取り組みとして施策、事業を展開していくこととしています。なお、2つの柱については、まちづくり構想の目標1及び2と同じ文言となっています。

続きまして、議案書3ページからの第3章、川島地区のまちづくりへの取り組みを説明させていただきます。

まず、2つの柱のうち1つ目の「美しい川島、～美しい自然、風景があるまち～」は、(1) 大門山や鹿化川周辺の自然環境の保全と活用、(2) 住環境の保全と形成の2つの施策にそれぞれの取り組み方針を示しています。(1) 大門山や鹿化川周辺の自然環境の保全と活用については、大門山や鹿化川の自然環境を保全するとともに、身近に自然と触れ合え、憩いの場として活用されるよう引き続き取り組むことが望まれています。(2) 住環境の保全と形成については、住宅団地の問題や地区の魅力を高めるため、住環境や景観の維持、向上を目指しています。これら(1)及び(2)の概ね10年間に予定する地域整備の取り組みを7ページにまとめています。

議案書の7ページをご覧ください。

1つ目の(1) 大門山や鹿化川周辺の自然環境の保全と活用の取り組みとしましては、大門山の保全活動や散策路整備に対して市民緑地制度で支援、鹿化川沿いの緑化活動に対して花と緑いっぱい事業の支援や千本桜の支援、検討としています。

2つ目の(2)住環境の保全と形成の取り組みとしましては、景観形成や地区計画などの地域のルールづくりへの支援、花と緑いっぱい事業や生垣設置助成金交付制度による支援、三滝台やかわしま園などの街路樹植え替えなどの検討としています。また、これらの実施時期については、地域との調整や要望により実施、または継続実施としています。

議案書の9ページ、構想図をご覧ください。

先程、説明しました1-(1)大門山や鹿化川周辺の自然環境の保全と活用に記載されている対象範囲については矢印などで表記しています。1-(2)住環境の保全と形成については、川島地区全域が対象となるため具体的な位置を示していませんが、三滝台、かわしま園、陽光台、けやき台などの住宅団地が主な対象となっています。なお、別山、陽光台については既に地区計画、建築協定による地域のルールづくりがあり、これらについては黄色で示しています。

次に、2つ目の柱、「住みよい川島～安心して住み続けられるまち～」に移ります。議案書4ページをご覧ください。

ここでは(1)災害に強いまちづくりの推進から6ページの(5)空き家の適正管理と有効活用までの5つの施策についてそれぞれの取り組みの方針を示しています。

(1)災害に強いまちづくりの推進については、住宅の耐震性の向上や狭あい道路の課題に対し、大規模地震などの災害から大切な命を守るため、地域とともに災害に強いまちづくりを目指すこととしています。

(2)道路環境の向上については、生活道路への通過車両の流入や車と歩行者が交差する箇所における交通安全対策の課題があるため、安全で快適な道路交通を目指すこととしています。

(3)幹線道路の整備促進については、国道1号、北勢バイパスの計画に対して地域の不安解消に努め、早期整備を目指すこととしています。

(4)公共交通の利用促進と利便性向上については、住民、公共交通事業者、行政など、交通にかかわる関係者が一体となって公共交通の維持を目指すこととしています。

(5)空き家の適正管理と有効活用については、地域の高齢化の進展や空き家の増加に伴う課題に対し、空き家の有効活用や多世代の住む住宅団地の維持、既存集落の地域コミュニティの維持、活性化を目指すこととしています。

これら(1)から(5)の概ね10年間に予定する地域整備の取り組みを7ページの中段から8ページ裏面に記載しています。

議案書7ページの中段をご覧ください。

(1)災害に強いまちづくりの推進の取り組みは、耐震性の低い木造住宅に対して木造住宅無料耐震診断などによる支援や、狭あい道路解消のため狭あい道路後退用地整備事業などによる支援、ブロック塀から生垣への転換について生垣設置助成金交付制度により支援することとしています。

(2)道路環境の向上の取り組みは、生活道路の安全確保のため、速度規制や区画線な

どによる歩行者安全対策の実施を検討、伊勢川島第1号踏切南側について区画線などによる歩行者安全対策の実施を検討、新川島橋北詰及び南詰交差点の対策について地域や関係機関と協議を行うこととしています。

議案書の8ページをご覧ください。

(3) 幹線道路の整備促進の取り組みは、北勢バイパスについて国道477号バイパス以南区間の早期整備を国に働きかけ、必要となる対策について整理を行う。国と地区の協議のもと円滑に事業が進むよう努めることとしています。

(4) 公共交通の利用促進と利便性向上の取り組みは、伊勢川島駅について利用者数1日3,000人以上を目指し、既存バス路線についてはその維持に向け、それぞれ利用促進に取り組むこととしています。

(5) 空き家の適正管理と有効活用の取り組みは、住み替え支援事業による市外からの子育て世帯の転入や空き家バンクへの登録を促進などとしています。

これらの実施時期については、地域や関係機関との調整により実施、または継続実施としています。

議案書9ページの構想図をご覧ください。

2-(1) 災害に強いまちづくりの推進に記載している対象範囲については、既存集落や三滝台、かわしま園などの昭和56年5月以前の住宅団地の位置を矢印で示しています。

2-(2) 道路環境の向上については、かわしま園東部の生活道路の位置や伊勢川島駅の西側にある第1号踏切南側の位置を示しています。

2-(3) 幹線道路の整備促進については、黒い太線で国道1号、北勢バイパスの位置を示しています。

2-(5) 空き家の適正管理と有効活用については、川島地区全域が対象となるため具体的な位置を示していませんが、具体的な場所としては既存集落や年数が経過した住宅団地などが対象地となります。

議案書7ページの表をご覧ください。

第87号議案と同様になりますが、先程、説明しました四日市市が概ね10年間に予定する地域整備の取り組みを左側に、川島地区まちづくり構想の提案項目を右側に記載しています。一例として、川島地区まちづくり構想で提案された大門山を中心とした散策路の整備に対し、川島地区都市計画マスタープランでは大門山の保全活動や散策路などの整備に対し、市民緑地で支援するなど、里山の保全に努めるとしています。

8ページも同様です。また、下段には、今後これらの整備に関する予算の確保に努めていく旨を記載しています。

議案書10ページをご覧ください。

第4章、川島地区都市計画マスタープランの実現に向けては、第87号議案と同様になりますが、(1) 多様な主体の参画と協働によるまちづくり、(2) 継続的なフォローアップについて記載しています。なお、川島地区まちづくり構想の目標3「みんなで育む川島」

にまちづくり構想推進体制、組織を構築するとの記載があり、その内容を踏まえた記載と
しています。

縦覧結果について、関連資料 - 2 をご覧ください。

平成30年1月5日から1月19日まで、都市計画課及び川島地区市民センターにて決
定案の縦覧を行いました。縦覧者は5名、意見書の提出は2件あり、意見数は11件あり
ました。

それでは、意見の内容と意見に対する考え方、要旨について説明させていただきます。

まず、1 - (1) 大門山や鹿化川周辺の自然環境の保全と活用についてです。こちらで
は市民緑地制度は評価するが、緑地保全策、緑地保全地域、風致地区を行政から都市計画
決定を提案し、指定することを記すよう求めるといった意見がありました。この意見の緑
地保全地域や風致地区による緑地保全については、地権者をはじめとする地域の方々の理
解と協力が前提となるため、慎重な検討が必要と考えています。

次に、1 - (2) 住環境の保全と形成についてです。こちらでは街路樹の植え替えとい
う文言の削除を求めるといった意見がありました。この意見については、街路樹の植え替
えは対応策の事例として記載し、実施に当たっては関係者と協議していきます。

次に、別山地区にも花壇整備や街路樹整備を重点的に実施していきたいので支援いた
だきたいといった意見がありました。この意見については、花と緑いっぱい事業での補助が
考えられますので、当制度を活用していただきたい旨を回答としています。

次に、2 - (2) 道路環境の向上です。こちらでは伊勢川島第1号踏切南側については
歩行者安全対策だけではなく、道路拡幅を伴う交差点改良を求めるといった意見がありま
した。この意見については、道路拡幅を伴う交差点改良は用地買収が伴うなど、多額な費
用がかかるため、まず、歩行者安全対策を優先していきたいと考えています。

次に、2 - (3) 幹線道路の整備促進です。こちらでは、川島地区が懸念しているのは
生活道路の交通量増加だけではないため、通過交通に伴う生活環境の悪化も懸念してい
ることを記載するよう求める。また、整備に伴う必要となる対策について具体的に明記した方
が良いという意見がありました。この意見につきましては、まちづくり構想においても記
載があることを踏まえ、地区での懸案事項に通過交通に伴う生活環境の悪化の文言を追記
しています。また、北勢バイパスの国道477号バイパス以南については、これから測量、
設計を行っていく段階であり、今後、具体的な対策を検討していくこととしています。

次に、北勢バイパスは支援物資の輸送を伴う重要な幹線道として必要であるため、地区
内の他地域との連携をもって早期整備をお願いしたいといった意見がありました。この意
見については、市としても早期整備に向け、国への働きかけや地域との協議に努めてい
くこととしています。

次に、2 - (4) 公共交通の利用促進と利便性向上です。こちらでは住民と鉄道事業者
の双方に努力を求め、公共交通機関の維持を図ることを記載するべきであるといった意
見がありました。この意見については、地区のまちづくりの目標や望まれる方向として住民、

鉄道事業者と一体となって取り組む旨を追記しています。

次に、川島駅周辺での土地利用、利便施設に関する記載を求める、また、店舗や共同住宅の複合施設や商業的土地利用を駅周辺に集約すれば駅利用者が増加するため、土地利用誘導策を記載すべきであるといった意見がありました。この意見については、川島駅周辺は商業施設が立地可能な第1種住居地域に指定されており、都市計画による対策の必要性は高くないと考えています。

次に、2 - (1) 災害に強いまちづくりの推進及び2 - (5) 空き家の適正管理と有効活用です。この2つの章については行政の支援策が共通するため一本化することはどうかといった意見がありました。この意見については、まちづくり構想との関係性を明確にするため、2つの項目に分けて記載しています。

次に、その他です。こちらでは地区には様々な資源があるため、個々のまちづくり資源への言及をお願いしたいといった意見がありました。この意見については、今後まちづくりを地域と進めていく上での参考とさせていただきます。

最後に、川島町集落の中心の道、(仮称)川島街道のカラー舗装化について記載してほしいといった意見がありました。この意見については、まちづくり構想では提案されていないため、まずは地域での議論が必要と考えています。

以上のとおり、ほとんどが川島地区まちづくり構想に記載されている内容であり、地域・地区別構想はこれらの意見を踏まえた記載内容となっていますが、一部の意見については決定案への追記を行いました。

以上、第88号議案、四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想(川島地区)決定案の説明を終わります。

《質疑応答》

【会長】

第88号議案につきまして質問や意見がありましたら、挙手をして発言をお願いします。

【G委員】

議案書9ページの図面について、非常に興味があります。これは構想にどうこう言うわけではないですけど、県道川島貝家線を国道477号バイパスまで結びつけるという案とか、それから、北勢バイパスの土地改良のところちょうど上のところ、ここに広場を設けて道の駅とか、また、市の農業施設を設けて、通過する車等に生産物を販売する施設を設けるという話がありました。今、それがどうなっていますか。

【会長】

そういう川島地区の過去の話についてご存じだったということですか。

【事務局】

委員からは県道川島貝家線の北側への延伸、土地改良区のところ議案書9ページの地図の別山の右下、国道1号北勢バイパスと書かれたあたりですが、そのあたりに関する記述

については、まちづくり構想の中にも触れられています。

まず、県道川島貝家線の三滝川を越えて北側への延伸という言葉がありますが、こちらについては、現在、北勢バイパス、国道477号バイパスも、道路整備を進めている中で、10年先を見たとき、この地域・地区別構想には反映することは難しいと判断をしました。

それから、土地改良区のところにつきましても、現在も土地改良区の道路はバリカーが置いてあり、道路が通行止めといいますか、土地改良区で管理をしている道路と聞いておりますので、こういったところの扱いについては、今後、地域の方とまちづくりを進める中で考えていくものは考えていきたいということで、今回の川島地区都市計画マスタープランには特に明記をしていない状況であります。

【B委員】

駅利用者の3,000人という数字は何か具体的な根拠か何かがあるのか。現在の利用者数が3,000人に近いから目指すという話ですか。3,000人だと助成か何かあるのですか。

【事務局】

地域・地区別構想でいきますと、議案書5ページに公共交通の利用促進と利便性向上というところで3,000人という表記があります。こちらは、国のバリアフリーの支援を得られる利用者数が3,000人以上ということで、まずはそこを目指していこうという意味で3,000人としています。現在、約2,500人の利用者数に対して500人ほど利用を促進していきたいということで記載しています。

【B委員】

そうすると、現在、川島駅はバリアフリー化していないのですか。

【事務局】

現在は階段による立体構造になっています。

【B委員】

3,000人を超えると、例えばエレベーターの設置とか、そういうことになりますか。

【事務局】

基本的には国の支援を得てバリアフリー化をしていく対象駅になるということで、いつも予算を計上させていただいていますが、現在、阿倉川駅や霞ヶ浦駅、次年度以降、また違う駅ということで進めており、3,000人になったらすぐということではありませんが、その他該当する駅がなければすぐにも対応ができますが、国の支援の対象駅になるということでご理解をお願いします。

【B委員】

ここからは意見になりますが、湯の山線も内部八王子線のようにならないとも限らないため、できればどこかの駅で集中してやるとすると、最後まで伸び代がある川島駅や他にも桜駅などもあると思う。これは1つの課題としてどこかの駅でバリアフリー化する必要があると思います。

それから、ここの全体的な地区の計画に空き家とか高齢化とありますが、かわしま園や三滝台は70歳～80歳程度の世代が住んでいる場所であるため、その子供の世代はほとんど出ていった。だから、子供の世代や孫の世代ももう一度戻ってきてもらう必要がある。川島地区は、良いまちである。駅があり、北勢バイパスが通り、高速道路も近い。追記してほしいのは、例えばこのまちづくりは地域の人視点で見ているが、四日市全体からしても人口がもうちょっと集まってくれるといいなと思うまちである。

北勢バイパスと国道477号の道路については平面接続かどのようなのですか。

【事務局】

構造的には立体的に接続します。

【B委員】

接続するところで、四日市市都市計画マスタープラン全体構想には北勢バイパスと国道477号などの交差点には、ある程度まちづくりで土地活用が見込まれるところに何かやっていくということが記載している。国道477号との交差点の場所、既存の道路、川島地区の土地利用のあり方というのは地元でも要望は出ているはずだから、もう少し追記するべきである。

それから、意見にあったのは駅周辺に日常の買い物ができる一号館程度の3,000㎡ができるといいと記載されていたが、駅周辺はもう規模がない。悠彩の里の北側付近や、あの辺に多分地元要望が出ていたと思うけど、そういったものがもし川島地区都市計画マスタープランの中である程度描けると良いのかなと思う。マスタープランの中にそういった部分を個別具体的なものも記載できるとよい。

また、自然の美しい川島と記載されているが、産業廃棄物の問題があったと思います。大門山付近や鹿化川も汚染するという話もあったと思うけど、その辺をどう解決していくのか、どうしていこうかというのは地域・地区別構想の中にあってもいいのかなという気がした。行政が違うという話かわからないが、特に大門山や鹿化川周辺との関係性でいくと、少し触れながら、どういう取り組みをしていくというのは、触れない話ではないと思うため、その部分が少し抜けているというか、弱いという気がします。

これは質問ですが、かわしま園、三滝台などはどれぐらいの空き家率、高齢化率なのですか。

【事務局】

割合としてはわかりませんが、空き家の軒数は三滝台で59軒、かわしま園で17軒、陽光台浮橋で17軒、その他かわしま園の東部で17軒と空き家があります。

【B委員】

多分10年間の期間でいくと、その倍ぐらいになると思います。それを考えながら都市計画というのは先を見てやる必要があると思います。解体費補助などの既存の支援についても、支援策を書いてあるだけで、その問題をどうするのかというような話を付記してもらいたいのかなと思います。これは地域の人で作った経緯もあるが、都市計画審議会と

しても具体的にもう少し考え方を掘り下げる必要がある。

また、川島駅の西側の踏切と道路の改良についても、歩行者を優先と記載されている。歩行者も危険であるが、車も非常に危ないところであり、交通事故が非常に多いところである。市が悪いとは言わないが、結果的にこの道路形状でスピードは出せなくなり、踏切が鳴ると前へ突っ込むことで、出会い頭の衝突が非常に多い。道路線形も斜めで見えにくい。西日が差したときはもっと見えづらくなります。だから、道路構造上も危ないというところぐらいはもう少し市が責任を持って直す必要がある。歩行者の安全を優先したというけれど、外側線も含めて苦勞しながら作った道路というのはよくわかる。しかし、もう少し安全対策を考えないと変則交差点になってしまう。この間も2件の事故があった。だから、少し事故が多い場所だと思います。苦勞してあそこまで来たのかわからないが、踏切へ入っていくスペースを十分にとるなど、まちづくり構想とは別で道路行政すべきだと思います。

14：30 諸岡委員入室

【事務局】

まず、北勢バイパスの関係の話については、B委員ご承知のとおり、都市計画マスタープラン全体構想に北勢バイパスの主要な交差点付近においては検討を進めるというような内容は記載しており、都市計画課の方でもいろいろな場所を検討はしている最中で、なかなか結論が出てこないというような状況であります。とりあえず川島地区都市計画マスタープランに記載するということになると、他の地区との関係もありますので、まだこの段階では記載をすることは避けたいというのが実情であります。

【B委員】

逆に、川島地区のマスタープランで具体的に記載するべきだったと思います。北勢バイパスの主要な交差点については土地活用が図られるような形でできている。川島地区のマスタープランは全体構想を反映しているため、川島地区マスで記載してもよかったと思います。

【事務局】

北勢バイパスに関することですか。

【B委員】

北勢バイパスと国道477号の交差点付近のこと。北勢バイパスの交差点から円を描いて、ここは土地活用でやっていきたいと思います。今だと農業振興地域とか農用地で難しいという話になるが、地元から具体的な土地利用の内容が出ていれば土地活用は一気に進むだろうが、ここに記載がなかったら10年間はいらないということになる。だから、私は地元の川島の人からも聞いているため、記載してほしい。これについてはもう少し追記をするべきということを強く要望しておきます。

【J委員】

記載したいというところであるが、今、地区ではそういう状況ではないため、あえて記載していない。

【B委員】

何を記載していないのですか。

【J委員】

北勢バイパスに関しては、反対もあり30年前からの懸案事項であります。現在、まだ測量もできない状態になっています。

【B委員】

北勢バイパスはできてくるという前提で多分この地域・地区別構想は作ってきていると思う。賛成もあれば反対もあるのはどこでもそうだと思う。これに反対という人もいるし、賛成という人もいるということできくと、相対的には北勢バイパスは川島地区では賛成の方のほうが多いため、このマスタープランでもいいと言っている。その中で、都市計画マスタープラン全体構想の中では国道1号北勢バイパスの主要交差点では土地活用をしていこうということが記載されている。そうすると、必然的に上位にある全体構想を地域・地区別構想に落としてくると、例えば今で言う小生町の竹屋の工場があったあたりです。あのあたりは土地活用としては地域・地区別構想の考え方の中に活用しますよと。それが、北勢バイパスが通るから反対だとかというのは少し種別が違う。都市計画マスタープラン全体構想の中に記載はあるため、そのまま地域・地区別構想へ入れていけばいいと思います。

【J委員】

記載はしたいのです。具体的には厳しいかなというような地区の状況でした。今はかなりよくなってきています。

【B委員】

この都市計画審議会で、この地域・地区別構想を認めるかどうかという話をしていく中でいくと、北勢バイパスの整備に賛成派と反対派のいる中でいくと、北勢バイパスの整備にあわせ土地活用をしていきたいという強い要望が私のもとに来ているものですから、そういう意味でいくと、上位の四日市市都市計画マスタープラン全体構想にも記載があるため、北勢バイパスの交差点では土地活用を認めていくということを、地域・地区別構想でも書いていくべきだと思います。

【四日市市】

当該地域でいろいろなお話があったというのは、私もあまたの相談を受けてきた経緯があるのでよくわかります。全体構想の中ではやはり農振農用地という土地利用の規制は非常に厳しいというところがありますが、四日市市全体としてプラスになるというふうなことであれば、土地利用の展開ということも当然考えていくべきであるということで、北勢バイパスの主要な交差点付近では効果的なまちづくりの面から将来的な土地利用を検討す

ると、そういう旨の記載があります。

そういう状況の中で、この地域・地区別構想の役割ですが、基本的には地域のまちづくりというところ、地域単位で完結するようなものを提案いただいて、立地させたいとか、そういうことができるように仕組みとして作られているというところであります。

先程、言っていたところについては、小規模なものというものはあるのかもしれませんが、大規模なものについてはやはり全体構想の中で検討していくものだと思います。委員からは近所の買い物みたいな話というのも当然出てきておりました。それは否定することはしませんし、必要なものは必要なところに立地させていくというのが大事であると認識していますが、現段階でどこの土地という具体的な話という段階まで来ておりませんので、現段階では載せるという状況にないと判断しています。

ただ、この地域・地区別構想は策定するだけではありません。もう既に一定のところを策定し見直しにかかっているところもあります。そういったものが出てくれば、その時々に合わせて、地域の皆さんと議論しながら、必要なものであれば位置づけ直す、そういった形で考えていきたいと思っています。

道路整備についてはまずはできることからと言っているものの、必要なものについては必要な対策をやっていく必要があるため、そういったことについては地域の皆さんと十分議論をしながら、いい形にはしていきたい、そういった方向で努力していきたいと考えています。

【B委員】

あと、ウルグアイ・ラウンドで作った農地は、結構進みそうで進まないため非常に苦労していると思う。調整池の整備費用もないぐらいだと聞いています。行政にも言っており、よくわかっているけど、使わないうちから道路も傷んできている。このままでいくとなかなか負担が重くなる一方で、そういう意味でいくと、10年後までにあそこら辺の目途はどうしていくかというのは少し見直しをしていかないと、大前提は北勢バイパスが通ってくるという前提でやった事業というのもよくわかっているが、遅れているというのものもある。今のところ、あの道路をあのままずっと置いておくと、地割れが進行して傷み続けるため、補修だけでもかなりコストがかかるので、できれば何らかの形でできないか。また、どこかの会社が一度、胡麻か何かを作っていたと思うが、こういうのを含めてもう一度、何らかの手当てをしていかないとコストだけかかって仕方ないかなと思うので、その辺り、先程の市が言うように、見直しをかけて追記していくというなら別にそれでよろしいので、そういったことも覚えておいてください。

【D委員】

まちづくり構想の35ページに1項目を使って農林業について書かれているわけですが、この部分が今回の川島地区のマスタープランには入っていないように見受けられます。議論の中にそもそもなかったのか、都市マスとして位置づけていくという点で不適であったのかというところについて確認をさせてください。

【事務局】

まちづくり構想の35ページについて、農林業に関することという記載を受けてということですが、こちらにつきましては、都市整備部の視点で説明をしていますマスタープランを作る上で、農業分野のほうの情報の共有とかはしていますが、この地区別のマスタープランについては、都市整備、土地利用というところが主眼としていますので、こちらの記載を受けて直接表記をしているということはありません。

【四日市市】

若干補足をさせてください。この仕組みですが、まちづくり構想を地域で考えていただいて、その上で提案を受けて、その中で都市計画的に取り組むべきものを地域・地区別構想でまとめるという仕組みにしています。その中で地区まちづくり構想というのは、当然、都市計画に係ること以外のものでも地区のまちづくりではいろんなものがありますので、その議論の中で様々な要素が入るということについては、その中で必要なものを抽出していくという作業なので、地域で自由に議論をしていただきます。提案された地区まちづくり構想については、関係部局にこういう提案をいただいていますということをお知らせするという仕組みにした上で、都市整備部において反映するものを地域・地区別構想としてまとめて、その上で審議いただくという仕組みになっていますので理解いただきたいというふうに思っています。関係部局にはまちづくり構想の内容は伝えているということでもあります。

【D委員】

確認させていただいたところと言ったように、不適であるというところに当たるとは思いますが、ここで議論する内容じゃないということで、どういうふうに申し送られていくところが見えにくかったので、このまま農水振興課で進むのか、失礼な言い方ですけど、耕作放棄地が多くなってきている地域ですので、ここに絡めてしっかりやってくれよという話はぜひ皆さんからも強力に言っていっていただく必要があるのかなと思いますので、お願いします。あと、川島地区だけの話ではないですけども、今日上がってきている議案を全て見させてもらっても縦覧数が非常に少ないので、ここはもう少し工夫が必要と思いました。意見をもらわなければいけないということはないですが、縦覧期間も2週間程度という短い期間の中ですので難しさはあるのかもしれません。景観計画に至っては縦覧者なしということで、やはりもう少し工夫が必要になってくるのかなと思いますので、何か対応等を考えている部分があれば教えてください。

【事務局】

まちづくり構想を地区から提案をいただいて、私どもで地域・地区別構想にまとめていく作業の中で、当然、まちづくりの協議会、委員会の方々に説明して意見をいただいて修正し、また、まちづくり協議会、委員会の中で回覧というような形で皆さんに見てもらおうということで、十分に周知した中で作成されていますので、都市計画審議会に上げさせていただくというのを地域の方にも確認してもらっている中で、縦覧もあまり来ていない

のではないかと考えます。作り方としては何度も説明会や回覧ということで仕上げているものであります。

【D委員】

縦覧結果と書いていなければ言わないわけで、わざわざ縦覧結果として載せていただくからには、一定の指標として皆さんが扱っているというふうに我々も理解せざるを得ないので、そういう指標としておくに当たっては若干数が少ないように感じるが、どうかという意見でありますので、縦覧というのを1つの指標として捉えていくのか、回覧という中で何名の方が回覧していただいたというものを指標にするのか、その考え方というのを場合によっては見直す時期でしょうし、ただ、策定において縦覧を設けることというような定めがあるのでしょうから、定めがあるのであれば縦覧をしていただくような工夫や回覧が縦覧に繋がるような何らか仕組みづくりというのをしていく必要があるのではないかなというふうに感じましたので、意見とさせていただきます。

【B委員】

もう一つ教えてください。乱飛の奥を一生吹山に行く道はまだ残っていますか。乱飛から奥へ行くとずっと、桜台の上のテニス場まで行く道があったと思いますが、これはまだ繋がっていますか。昔は一輪車かりヤカーが通るぐらいの道だと思うが、車で行ける道は公道ですか。

【四日市市】

最近通ったことがないのですが、昔は一生吹山から川島のほうには車で行けました。公用車で通ったこともあります、今の状況を把握している方はいますか。

【J委員】

軽トラックで通れる状況です。

【B委員】

この道は赤道ですか。なぜ聞くかという、こういう散策道を地域で作ろうとすると、昔からあった道、昔から通っていたというけれども、私道の場合もあるし、公道の場合もあります。その確認だけはしておかないと揉めてしまうため、地域で散策道の整備をするのであれば確認してください。

【会長】

それでは、幾つか意見があり、確認する事項もありましたが、原案どおりでご了解をいただけるというふうに解釈してよろしいでしょうか。

【採決】

全会一致で原案どおり可決。

第89号議案 四日市都市計画地区計画の変更（小林地区地区計画の変更）

【四日市市決定】

【事務局説明】

第89号議案、四日市都市計画地区計画の変更（小林地区地区計画の変更）について説明させていただきます。

まず、地区計画について簡単に説明します。地区計画とは、地区の実情に応じ、地区の将来像を見据えてまちづくりを進めていく手法であり、市決定の都市計画の1つです。本市では、計16地区決定をしています。また、北納屋町などの国道23号沿道において沿道地区計画を1地区決定している状況です。本議案はその中の小林地区について内容を一部変更するものです。

次に、地区計画の構成について説明します。地区計画の構成は、地区計画の目標、土地利用の方針や地区施設の整備方針などの3つの方針、方針の具体的な事項を定める地区整備計画から構成されます。

それでは、ここから小林地区地区計画の変更について、その内容を説明させていただきます。議案書の4ページをご覧ください。

小林地区は本市南西部に位置し、赤丸で示す位置であります。

議案書の7ページをご覧ください。

小林地区地区計画は昭和60年に計画的に道路を確保し、良好な居住環境の形成を図るため、A地区を地区計画区域として定め、同時に市街化調整区域であったこの区域を市街化区域へ編入しています。さらに、平成11年にB地区とC地区を追加指定するとともに、市街化区域への編入を行っています。その後、一部道路位置の変更、計画区域の修正と区画道路の見直しなどを行っています。今回の変更は、隣接した区域を地区計画区域に編入するものです。

続いて、今回の小林地区地区計画の変更理由について説明させていただきます。議案書の1ページをご覧ください。

小林地区では地区計画区域に隣接したパチンコ屋跡地において不法侵入やぼや騒ぎなどが発生し、地域全体の防犯上の課題となってきましたが、市街化調整区域であり、土地利用が定まらない状況が続いてきました。こうした中、当該土地において地権者より住宅地としての土地利用の意向が示されました。小林地区では地区計画を通じ計画的な市街化を進めてきており、区域全体の9割近くが宅地化され、宅地化可能な農地も残り少なくなってきた状況でした。

また、住宅地開発では開発基準により開発面積の3%以上の公園が必要となりますが、地権者、市を含め、まちづくり委員会において検討を進め、地域住民全体の利用に資するよう開発基準より拡充した計画としました。住宅地開発に合わせ計画的に地区の必要とする公園の配置を誘導する今回の変更は、都市計画マスタープランにおける「隣接する市街

化区域内で宅地が逼迫し、新たな市街地が求められる状況が生じた場合に、必要に応じて、地区計画により農地や自然環境と調和した緑を多く残した適切な開発を計画的に誘導する」との土地利用方針に合致しており、この区域を地区計画区域へ編入し、土地利用を図ることとしました。

続いて、変更内容について説明します。議案書の5ページ、計画図をご覧ください。

水色で示すパチンコ屋跡地を地区計画区域に編入します。地区施設として幅員6mの区画道路を3本と公園を配置します。

続いて、計画書について説明をします。議案書の3ページ、計画書の新旧対照資料をご覧ください。

朱書き箇所が今回変更となる箇所になります。まず、当該区域の編入に伴い面積が追加となりますので、約21.5haから約21.8haに変更となります。

次に、地区施設の整備方針において地域に必要な公園を「地区施設として配置する」とし、合わせて関係箇所の一部を修正しています。

続きまして、地区整備計画では、地区施設については宅地化に必要な幅員6mの道路を区画道路として計画し、延長の変更を行います。6mの区画道路が850m、5mの区画道路が3,220mとなります。また、今回、地区計画に追加する区域の1割程度の約310㎡を公園として計画しています。建築物等の用途の制限については、今回編入区域は市街化調整区域であり、用途の制限がないため、新たにD地区として住宅用途へ制限します。

議案書8ページをご覧ください。現段階で想定されている土地利用計画図となります。地区計画策定後は土地利用計画図のような宅地開発が予定されています。

今回の変更内容については以上となります。

最後に、都市計画の手續等について説明させていただきます。

まず、原案及び案の縦覧結果です。議案書関連資料—1をご覧ください。

原案の縦覧を平成29年1月21日から1月25日まで2週間、都市計画課及び四郷地区市民センターにて行い、縦覧者6名、意見書の提出はなしという結果でした。また、変更案についても同様に本年1月5日から1月9日まで2週間縦覧し、縦覧者0名、意見書の提出はなしという結果でした。

続いて、議案書の9ページをご覧ください。

今後の予定としまして、本日の審議会でも可決いただければ、その後、速やかに三重県への協議を行い、都市計画の決定告示に向けて進めていく予定です。

以上で第89号議案の説明を終わります。

《質疑応答》

【会長】

第89号議案について、ご質問、ご意見、ありましたら挙手して発言をお願いします。

【B委員】

このD地区というのはわかったが、公園というのはどういうことなのか。今までなかったものを追加するということですか。

【事務局】

議案書3ページをご覧ください。地区の整備、開発及び保全に関する方針の中で3つ目、地区施設の整備方針ということで、4段目、「また、公園については区域内に1カ所、都市計画決定する」という公園で位置づけがありました。これを今回の編入区域の中で公園を1割程度設けていただけということで、文言を修正したという形になっています。

【会長】

以前に区域外で公園を認めてほしいという話がありました。一応、今度こういう形にすることによって区域内に公園が位置づけられるというように変更したということですか。

【B委員】

これは都市計画決定で、この間の飛び地で認めてほしいと欲していたものをこれにカウントしていくという決め方でいいですか。

【会長】

区域内だからカウントできるということですか。

【四日市市】

従前では、住宅市街地の中には公園が必要であるから、それを都市計画として確保すべきだという議論をいただいたというふうに認識をしています。今回、このD地区を入れる中で、通常の開発行為で得られる面積ではなくて、もう少し皆さんに使ってもらえるようなところで、地権者をはじめとして調整をしてきました。その結果として一定量の公園が今回確保できるということで、地区計画の地区施設として公園を位置づけるということにさせていただいたところでもあります。ただ、これでこの地域を全て満足するほどの公園なのかという問題が当然あります。今後も開発区域等で公園等の確保に努めていくという記載を残した中で位置づける形で、変更させていただくという趣旨になります。

【B委員】

この公園は四日市市の公園になるということですか。

【四日市市】

実際には開発行為が予定され、その中で作られたものは四日市市に帰属していただくという形で、市の公園となります。

【B委員】

以前にこの全体のエリアの中で、公園が必要としていたことからすると、この公園は全体で持つのか、この地権者個人に持たすということですか。

以前は、エリア全体でこれぐらいの都市計画の公園が必要という前置きがあって、区域外の自治会の公園をカウントするという話があり、それはあまりに解釈が乱暴という話があったと思います。それからいくと、今度これを認めていくと個人にしわ寄せを持ってい

くという形になるので、この手法はありなのかなと思います。

以前は、ほとんどA地区ではあるけれども、小林町全体のA地区、B地区、C地区で公園を1つ都市計画決定して、全員で負担して公園を持つということで、それで、自治会の土地をカウントしてほしいという話だったのではないかな。その考え方はどう考えるのか。そもそも以前に話のあった公園が飛び地でなく、今回の開発がなければ、別に今回の公園を取る必要もない。そのときにわざわざこの計画書から「都市計画決定する」というのを消して、「地区施設」というのは行政的によいのですか。

【四日市市】

従前のときは離れたところに地域で確保している緑地があるという議論があって、緑地というのは区域の中に配置すべきではないかという議論であったと認識をしています。そこで、今回、土地利用を行う中で、地区施設として配置をするということに関して協力が得られたということであります。都市計画決定はいろんな決定の仕方がありますが、都市公園として決定する、地区施設として公園を決定する、決定した後に整備がされると、それが都市緑地になると。順番の違いはありますが、今回は地区計画として地区施設としてそこに配置をするということで全体の了解が得られました。これは開発者だけではなくて、地域ともいろいろ協議をした上でこういった形に収まったということでこういう位置づけをさせていただきました。

ただ、委員ご指摘のように、区画整理のようなものを行ったときに必要な公園が全部これでとれるのかという議論になると、これだけでは当然とれていないところはあります。これは四日市市全体を見ていただいても、それだけの公園がとれているというのは実際には大規模な開発行為、あるいは区画整理を行ったところぐらいしかないというような状況ですけれども、そういったところについてはこれからも努力をしていくということで、開発行為があるときに必須のものとして誘導していくという形で努めていくという記載にさせていただいて、今回、このD地区を入れていくのに合わせてこういった記載を入れさせていただいたというのが今回の経緯であります。

【B委員】

その辺は理解しているつもりであるが、例えば中島製函のときは、少し緑地面積を増やすのに周りの緑地と足して都市計画決定を認めたときがある。立地条件によっては、ケース・バイ・ケースでそうやっていってもいいと思う。そうすると、もともと、A、B、C地区で公園を1箇所都市計画決定するという計画だったけれども、今回このD地区が入ることによって、以前に話のあった区域外の公園はもう消えていくということでいいですか。

そうすると、今回はD地区に公園を配置するから、区域外で提案のあったA、B、C地区の都市計画公園は必要ないという判断でいいのかな。行政が言うこともわかるけれどもそこはしっかりと説明していただきたい。都市計画決定していても、途中で開発行為が何かがあり、その中で公園が出てくると、それに入れていけるという話と、そうしたら、後でも先でもいいという話になるような気もする。そもそも地区計画で「都市計画決定」する

としていたものを消してしまうと、公園はもう必要ないという解釈でいいのか。以前、行政は自治会の土地の公園を飛び換地で認めてほしいという話をしてきたわけで、面積としてもかなり大きかったと思うが、その公園をどうするのですか。

【四日市市】

議案書5ページを見ていただくと、今回入れようとするD地区があります。そこから南のほうに道路沿いに行きますと公園という文字があります。この部分が前回お話をさせていただいたところであります。当然、この公園はそれだけの広さはないというのは見ていただけたと思います。その分については継続して、その他の箇所においても市街化の状況を勘案してその確保に努めるという記載を残していますので、その中でこれから新規で出てくる開発行為などで確保に努めていくと、誘導していくということであります。

【B委員】

そうであれば、地区施設にせず、都市計画決定する公園とする考え方もあるのではないですか。

【四日市市】

手続きとして、公園を都市計画決定するという手続きがまず1つ考えられます。今回は、要は周辺の土地を活用するというのとセットになっていますので、そのエリアの地区計画を引かなければならないという形になります。公園を決定しただけでは周辺の土地活用ができませんので、今回は地区計画を拡充するという形でさせていただきます。その地区計画を拡充する中で、地区施設として公園を、これも都市計画決定の手続きが必要ですので、都市計画決定するという形で、これは同義であるという形の中で今回はこういう処置をさせていただいたということであります。

【B委員】

そうすると、以前提案のあった公園と今回の公園を交換したという考え方が出てくるのではないかと思います。公平感を持つと、そもそも都市計画決定する公園はA、B、C地区のみんなで負担しなければならないが、それをD地区の地権者1人に負担させるということですか。行政が一度ここを出してきて却下されたけれども、もともと持っている共有の土地の公園をエリア内に引っ張ってくるという考え方もあるのではないですか。そうでないと、少し行政としての公平性という意味での考え方が成り立たず、筋が通らないと思います。既存の地区計画のときは、A、B、C地区のみんなが公園を負担して減賦されるのが嫌だった中で、地元自治会のエリア外の公園の用地でやろうとしていて、都市計画法上のルールからいうとエリア内に求めるべき、という話になった。今回、このD地区について、エリア内であるし、いいところとなるのであれば、エリア外の公園と今回の公園でバーター交換するなど、そういう手続きは進めないといけないと思います。

そうになると、公園について、地区施設としてやった方がいいのか、文言も消さずに都市計画決定するのがいいのかということが、少し手続き上わからなかったので尋ねている。だから、これはここで議として付議されたので認めるは認めるけれども、その後、この

公園とエリア外の公園とのバスター交換というのは考えなければいけないと思っています。行政がそれを認めると、公平感はない。そもそも行政が出してきた案として、エリア外の公園を飛び換地で認めてほしいということを言っていた訳ですから。

【会長】

そのエリア外の公園は、この中ではカウントされていないですか。

【四日市市】

はい。

【B委員】

本当はどこかに作らなければならなかった訳だから、たまたま開発行為が出てきたから、取り入れるのであれば、そこは一考を要すると思います。当事者意識でいくとそうなる。

【四日市市】

公平性というところの中で、どこまで公平性を担保していくかという話がありますけど、例えば道路でも地域の方がみんなで寄附して道路をとという話も当然ありますし、そこを買収しなければなかなかできないと。それはケース・バイ・ケースでいろいろあるというところがあります。ちょっと作為的じゃないかと思われているのかもしれませんが、今回の経緯については、従前の状況から、その土地の地権者が協力していただけるという中でこのような形で処理をさせていただいたということですので、基本的には寄附をいただいて開発行為でやっていただくという形で考えています。従前にも地区計画で三重富士の跡とかも公園を確保してまいりました。あのときにはゆとりのある住宅地を造るという方針のもとで、公園を少し大きく確保すると、宅地を小さくしてもよいというような仕組みを作ってきたというところがあります。そこからいきますと、今回のところは宅地の制限とかというのは設けていません。周辺住宅地を見てもそれほど大きいというよりも普通の市街地並みのところで宅地化をされているということなので、極端な不公平感というところを開発者に持たせるということにはなっていないと認識しています。

【B委員】

見解の相違かもしれないが、何を言おうと不公平感はある。今後、都市計画を進めるにあたってそれは課題である。公園をD地区で都市計画決定すると認めたのであれば、それは広くA、B、C地区全体で負担する。そういうものの考え方をここで強く言っておきます。それを曲げるのであれば、これは認められない。手続きがここまで進んでおり、これを変えたら止まってしまい、もう一度振り出しに戻るのも困るので、これはこれでいい。その代わり、課題としてまだ公園の面積は足りないし、今回、この公園の面積があれば、開発者にも一定のものがある。三重富士の場合は、敷地を大きくして、家の庭を大きくしたら、その分全体で減賦される公園は減るといっても、個人の資産としては敷地が大きい訳だから、他の者からしたら、ずるいという話もある。ケース・バイ・ケースで、そういう不公平感はあって、後でそういった視点が抜け落ちていたと気づいた。

今まではみんなの共有地として、何%かの公園を自分たちでお金を出して負担していた

のだから、そういったところは考えないといけない。

【四日市市】

まず、三重富士の場合は、そのエリアの開発はそこで完結しますので、そこに必要な公園としてみんなで負担をするという形になっているということなので、それで、売れ筋の宅地の面積にしようということでもあります。今回の公園は地区全体、もう既にある地区も含めての公園という形の位置づけになりますので、言われている趣旨はよく理解しました。

今後、記載の中にも「市街化の状況を勘案して確保に努める」としていますので、そういったところについては、しっかりと確保できるように地域にも働きかけていきたいと思っています。

【会長】

他にありますか。それでは、採決に入りたいと思います。

第89号議案について原案どおり認めていただくということによろしいでしょうか。

【採決】

全会一致で原案どおり可決。

15:30 諸岡議員 退室

第90号議案 四日市市景観計画の変更【景観法第9条第2項に基づく諮問】

【事務局説明】

第90号議案、四日市市景観計画の変更について、説明させていただきます。

まず、都市計画審議会と景観計画の関係と四日市市景観計画について簡単に説明します。

景観計画とは、景観法第8条で定められており、良好な景観の形成を図る区域を景観計画区域と定め、その区域内における景観形成の方針などをまとめたものとなります。

また、景観計画を変更する場合の手續として景観法第9条に定められており、住民の意見を反映させるために必要な措置をとることと、都市計画区域に係る部分について都市計画審議会の意見を聴くこととされています。

今回の変更に当たり、住民の意見を反映させるための措置として今年の1月5日から1月19日まで変更案の縦覧を行い、本日、都市計画審議会で意見を伺うものであります。

次に、四日市市景観計画の概要を説明します。

本市での景観に対する取り組みとしては、平成16年に公布された景観法に基づき、平成19年10月に景観行政を担う景観行政団体となり、同年12月に景観条例の制定、平成20年2月に景観計画を策定し、同年4月から運用しているところであります。

本市の景観計画は、魅力ある景観形成を目指し、景観に対する取り組みを進めていくための基本計画として、第1章の景観計画の策定目的から始まり、第6章の計画の推進に向けての6章で構成されています。

それでは、今回の議案である景観計画の変更について説明します。議案書の1ページをご覧ください。景観計画の変更理由になります。

本市では、施行当初から一定規模を超える太陽光発電施設を届出対象としているところですが、近年、太陽光発電施設の設置件数の増加や大規模化による周辺景観への影響が懸念されていることから、四日市景観条例の運用に係る太陽光発電施設の取り扱いをより明確化するため、景観計画の行為の制限に関する事項へ追加を行うものであります。

変更理由で触れた太陽光発電施設に関する動向について説明させていただきます。

平成23年の東日本大震災を契機として、平成24年にエネルギーの自給率の向上、低炭素化社会の実現のため、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されました。資源エネルギー庁が示した全国の再生可能エネルギーの設備容量の統計データによると、再生可能エネルギーの設置は、太陽光発電施設を中心に進められています。

太陽光発電施設はこれまでの建築物や工作物と形態、意匠が異なることや大規模化に伴う面的な広がりから、全国的に周辺景観への影響が懸念されるようになりました。

また、三重県では景観への影響を懸念し、これまで届出対象外であった太陽光発電施設を新たに届出対象とするため、三重県景観計画などの変更を行い、今年度より運用を開始しています。

一方、本市における太陽光発電施設の取り扱いとしては、平成20年度の運用当初から工作物の届出を要する行為として取り扱っています。

具体的に、議案書の10ページの下段をご覧ください。

オの中の3つ目、「プラントなどの製造施設その他これに類するもの」に該当するものとし、築造面積1,000㎡を超えるものについては届出対象行為としています。

本市における1,000㎡を超える太陽光発電施設の設置については、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が始まった平成24年度以降、毎年一定件数の設置がされています。

こうした近年の太陽光発電施設の設置に関する動向を受け、その取り扱いをより明確化するため、景観計画の変更を行います。

それでは、変更内容について説明します。議案書の11ページをご覧ください。

景観計画の第4章、「行為の制限に関する事項」の工作物の建設などにおいて変更箇所は黒点線で囲まれた部分の2点となります。

上段の点線で囲まれた部分をご覧ください。こちらでは工作物の届け出を要する行為を記載した部分の末尾になりますが、太陽光発電施設の位置づけを明記する内容としています。

2点目の変更内容については、下段の点線で囲まれた部分をご覧ください。

こちらでは景観形成の基準に太陽光発電施設に関するものを追加するものです。従来の工作物の共通事項に加え、個別事項として、丘陵部に設置する場合はそのシルエットを乱さない配置、屋根に設置する場合は突き出しや高さを抑えるなど、目立たないようなデザイン、太陽電池モジュールの色彩は黒、濃紺を基本とし、光沢や反射が少なく、模様が目立たないものとし、パワーコンディショナー、分電盤、フェンスなどはダークブラウンを基本とし、背景の状況に応じた目立たない色彩とするという3点を景観形成の基準に追加しています。

以上が変更の内容となります。

また、関連資料 - 1 の1ページ、2ページをご覧ください。

本市では、独自に景観形成の基準の内容をテーマ別にわかりやすく説明した「景観形成基準解説書」を作成しています。1ページの右側の工作物に関する景観形成の基準に今回の景観計画の変更に合わせて、太陽光発電施設をテーマ7として追加し、また、2ページには、丘陵部のシルエットを乱さない配置など、3点の景観形成の基準についてイラストや写真を用いてわかりやすく表現しています。

最後に、縦覧結果となります。関連資料 - 2をご覧ください。

変更案の縦覧は本年の1月5日から1月19日にかけて縦覧を行った結果、縦覧者、意見書の提出はありませんでした。以上で説明を終わります。

《質疑応答》

【会長】

それでは、第90号議案について、ご意見、ご質問、ありましたらお願いします。

【B委員】

例えば色、ダークブラウンなど色がどうして良いのかあまりよくわからなかった。シルエットを崩さないというのはよくわかるが、わざと目隠しよりも太陽光電池モジュールを出し、太陽光発電をしているよというところも沢山あるので、考え方がよくわからないと思った。例えば中部国際空港の付近の太陽光発電施設では看板に太陽光発電で全部賄っていますと書いてあるところもある。だから、考え方と目的によるが、どういう考え方で景観計画を変更しようとしているのか。景観というのは私もわかっているつもりですが、考え方により全然違うものになると思う。どう考えておるのかなと思いました。だから、わざと目立たせて、宣伝して太陽光発電事業を行っているところも沢山あるがこれからの景観計画では目立たないようにということですか。

【H委員】

美しくということではないですか。

【B委員】

美しくではあるが、悪者ではないなと思っている、だから、低反射とかはよくわかるが、それであれば原発は、火力発電はどうかという話になるのではないですか。多分、発電効率の良い角度をつけてあると思うし、いろいろなことを考えて、太陽光発電事業をしている企業としたら、それを悪者として売電を行っていないと思います。私の知っているところでは太陽光発電施設を商品として見せて売っているところや売電のどちらも行っている。だから、考え方を少し整理してやるべきかなではないかと感じた。最近の流れで太陽光発電施設を作りたいという考え方もよくわかる。山の中の緑を壊してとか、農地なら、ちょっと景観に配慮するということはわからなくはない。だけど、景観というのは人によっても全然違うし、携わっている業界の人から見ると悪者みたいな扱いであるので、どう考えているのかと思います。行政はそれを条例や計画に記載することにおいて、どういう議論をして、このようになったかということの考え方だけを教えてください。

【事務局】

委員からはダークブラウンという色に至った考え方ということですが、市の景観行政における届出が必要となる大規模な太陽光発電施設が設置されるケースというのが丘陵部に非常に多くあります。丘陵部ということは自然が豊かな中ということになりますので、先程説明の中でもありました三重県での基準や市での設置が想定される丘陵部においては、パネル自体は黒とか濃紺ということですが、附属施設の色については自然環境になじむ色ということでダークブラウンを基本ということで設定をさせていただいたところです。

【B委員】

もう一つ大事なことは、行政がこういう条例を作ったり、書き込んでいく中で、現実がどうなっているのか、実現していないのか、実現しているのかというのはよく見ておくべきと思う。現場主義というか、そんなのを考えたら書いてあることと現状は全然違う。木曾岬町や伊勢市のサンアリーナ付近の大規模な太陽光発電施設は意図的に見えるようにしている。木曾岬町は高速道路から見えるようにアピールしている。このようなことも含めて、もう少し練って話をしたほうが良いと思う。景観計画を変更するにおいてはどちらからも見たほうが良いということだけ指摘して終わります。

【会長】

これからも大きなものがどんどん設置されてくると様々な課題が山積してくる気もしないでもないですが、単に、色の問題や立地場所にもよると思います。四日市市の場合、山側に設置されているというケースのときにはこのような一定の基準はあったほうが良いということで、今回はよろしいかと思います。

【D委員】

考え方だけ確認していいですか。景観計画というのは、要は持続可能な景観を求めていくものなのか、開発行為の先にまたさらなる景観を求めていくものなのか。現状、開

発行為を行っていかうというものに対してのみ対策をかけていくものなのかというのは、どこに基本的な部分があるのか教えてください。

【事務局】

この景観計画の基準とか、届け出を要する行為というのが定めてあり、その行為を行う際は工事着手の30日前までに届出を市に提出していただくという仕組みになっています。

【D委員】

いつか事業を廃止したときに景観に対する復旧というものは義務づけるものではないでしょうか、そこまでは言っていないのですか。

【四日市市】

まず、四日市市が景観行政団体になって景観行政に着手していったその発端というところから少しお話をさせていただこうと思います。

当時、四日市市では、いわゆる山の土取り、不法に土取りをされてしまったり、あと、建築資材が乱雑に置かれていたり、そういったところはかなり問題になっていました。そういったところも含めて一定の防御できるようなものとして、情報も知った上でという形のところを作ろうということが発端となり、景観条例や景観計画を作りました。

その中で、今回議案に出ている太陽光発電施設を工作物の届出対象にしていったというのは四日市市ぐらいで、三重県では今年改めて条例も変えてそれを対象にしています。これは当時、携帯電話のアンテナとかが乱立し、それも非常にメッキみたいなもので目立つという問題がありました。そういったものも一定配慮してもらうように取り組んでいかうということで、届出対象を位置づけてきたものであり、今回の太陽光発電施設も既に対象となっていたと、そういう背景があります。

四日市市の景観条例、景観計画については、基本的にはまず自主的に周囲の環境に調和したようなものにしてもらうことを一番の主眼としています。そういったことで、先ほど色彩のことが出ましたが、赤とかを使ってはいけないというわけではありません。ただ、その彩度、すごく鮮やかでないようにとか、一定の彩度の制限は設けています。その中で、太陽光発電施設については一定のベースの色を基本としました。それから、どうしても企業のマークをつけたいということはあると思いますのでそれについてはちゃんと配慮をしていただきます。例えば、飛騨とか京都とかに行くと茶色で古民家風の色のコンビニもあると思います。そういったものに配慮していただけるようにこの計画を作っていますので、ご理解をしていただければと思います。

【D委員】

広島へ行ったらコンビニは赤いですね。いろいろと理解した上で聞いているわけですが、今回の改正に伴って、今後考えていく中では、現状復旧をどのように考えて、景観をどう取り戻していくのかということも、そのまま置き去りにするなということぐらいが書いていけるようになるとう少し効果があるという気もしましたので、これは意見

で留めます。

【B委員】

結局、発電効率と傾きもどれが一番にするかという話で、発電効率を下げてもまで景観に配慮するという話もないだろう。何をもってどうなるかというのも、景観というものは人それぞれで、コンビナート夜景でも、昔は公害などと言っているけど、今はコンビナート夜景を売りにしているわけである。景観に配慮して、もうちょっと光を少なくとか、ライトアップしてという話の世界からいくと、何を目的にしてやるのか。特に、太陽光発電施設の場合は全てが悪いともいえない。隠せというようなことになると、メーカーに働いている人は悪いのかという話の世界にもなりかねない。だから、もう少しいろいろな目線で見えて考えてしたほうが良い。角度を変えて発電効率を落としてまで景観に配慮させるとなると厄介な代物になるので、それはちゃんと両面を見て考えないといけない。特に太陽光発電施設が課題になっており、景観をきれいにしていこうとか、見た目にはいいなというのは賛成しますが、何か安易にするのではなくもう少し考えてやってみてもらえると思いました。

【会長】

他に意見がありましたら、よろしいですか。

そうしましたら、90号議案につきましても原案どおりということでよろしいでしょうか。

【採決】

全会一致で変更案について異議なし。

第91号議案 一般廃棄物処理施設（家電リサイクル処理施設）の敷地の位置について
【建築基準法第51条ただし書許可に関する付議】

【事務局説明】

第91号議案について説明させていただきます。

まず、建築基準法第51条と都市計画審議会の位置づけを説明します。

建築基準法第51条では、一定規模以上の処理能力がある廃棄物処理施設等の建築を規制していますが、ただし書きの規定により、都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置について都市計画上支障がないと認めて特定行政庁が許可した場合は建築することができます。一般廃棄物処理施設は四日市市都市計画審議会、産業廃棄物処理施設は三重県都市計画審議会にて審議することとなります。今回の施設は一般廃棄物と産業廃棄物の両方を取り扱う施設であり、本年3月28日に三重県都市計画審議会への付議を予定しています。

それでは、具体的に議案の説明をします。

申請の概要ですが、申請者は四日市市川尻町で既に許可を受けて家電リサイクル事業を行っている中部エコテクノロジー株式会社です。施設の用途は、一般廃棄物と産業廃棄物の両方が混在した使用済み家電製品の処理を行う家電リサイクル処理施設であります。施設の位置は四日市市川尻町750番ほか53筆、用途地域は工業専用地域及び準工業地域です。敷地面積は既に許可を受けた面積が41,306.73㎡、拡張する敷地面積は2,918.91㎡となります。

今回の計画は、既に許可を受けた敷地の隣接地にある既存建築物に破碎機2基を新たに設置するものです。施設の処理能力は1日462トンで、今回の増設は純度の高い選別などの後段処理を行うものであることから、施設全体の処理能力に関する変更はありません。搬出入車両台数は最大1日80台で、今回の増設に伴う車両台数の変更はありません。

環境保全対策として、騒音、振動、粉じん等の発生のおそれのある設備には対策を講じています。また、騒音、振動に係る生活環境影響調査を実施し、施設稼働による周辺環境への影響が小さいことを確認しています。増設する樹脂事業棟での処理工程で利用する水は循環利用されますが、利用できなくなった循環水は回収して産業廃棄物として処理されます。また、環境部局との協議を行い、計画内容について廃棄物処理法上、特に問題ないと判断されています。

設置者による地元との協議は、平成29年11月16日に地元自治会へ説明を行い、特に意見等はなかったとのことです。なお、これまでの操業においても近隣住民から苦情等は特に出していません。

続きまして、計画内容について説明します。議案者4ページの位置図をご覧ください。申請敷地の位置は赤色で示された部分であります。

申請敷地の西側は準工業地域に含まれており、東側は工業専用地域に含まれています。今回、敷地を拡張する部分は、全て工業専用地域内に含まれます。申請敷地は三菱ケミカル四日市事業内に位置し、周辺には化学工場が多数存在しています。周囲には学校や病院はありませんが、申請敷地西側には住宅地があります。

議案書8ページは周辺道路からの搬入搬出ルートを示した図です。搬入物は家電の種類ごとにコンテナに積み込まれた状態で指定引き取り場所より持ち込まれ、搬出物はコンテナバッグに入れられた状態で出荷されます。本施設の搬入及び搬出は、赤矢印で示したように、申請敷地の西側にある国道1号及び東側を南北に走ります国道23号などから国道25号を経由して行われます。今回の増設に伴い、新たに搬入量や搬出量が増加しないため、搬出入車両台数は平成23年許可時の1日当たり最大80台から変更はなく、国道25号の交通量の1日約2万7,000台と比較して著しく少ないことから、周辺道路における通過交通に影響を及ぼすことはないものと考えられます。

議案書6ページの施設配置図です。今回増設する事業棟は斜線で示した位置です。敷地は北側の国道25号に接道しています。樹脂事業棟の西側には家電リサイクル施設として過去に許可を受けた第1工場が、東側には同じく許可済みの第2工場があります。第1工

場では冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビなどの家電4品目の処理を、また、第2工場では冷蔵庫、洗濯機の処理を行っており、手作業によりトレーやカバーなどを分離した後、破砕機で破砕し、磁力選別や比重選別を行い、金属や樹脂などの有価物を回収しています。

続いて、議案書7ページの図は樹脂事業棟内の施設配置図となります。樹脂事業棟内に樹脂破砕機を新たに2基設置する計画となります。

樹脂事業棟での処理工程フローは、樹脂事業棟で処理されるものは、既設の第1、第2工場で回収された状態の樹脂を樹脂破砕機1で14ミリ程度に破砕した上で選別することでより純度の高い樹脂を回収します。この高純度の樹脂を樹脂破砕機にて8ミリ程度に粉砕し、ペレット装置で右下の写真のような3から5ミリ程度の粒状に押し出し成型し、より質の高いリサイクル材として出荷します。施設の1日の稼働時間は通常期で朝7時半から夕方4時半までの8時間、繁忙期は最大で朝6時から夜10時までの16時間です。

以上が今回の計画の説明となります。

《質疑応答》

【会長】

第91号議案について、質問や意見がありましたらお願いします。

【D委員】

説明の途中であった近くに学校がないというのは、学校などがあると要件的にいけないものがあるのですか。もっと言うと、近くに大橋学園高校があります。

【事務局】

学校とかが特に影響するというわけではなくて、今回判断していく中では学校の位置は離れていること、住宅地が西側にありますので、そちらの方には説明を行っているというような状況であります。

【D委員】

においとか音とかという話の問題というわけですか。なぜ、その周辺に学校がないというのをわざわざ説明したのか、学校が今回の判断の要件にあるのですかとお尋ねをしているだけです。

【四日市市】

特にあるといけないということではないですが、都市計画上支障がないかどうかということ今回判断いただくという形になります。例えば、住宅地の真ん中に処理施設を持つてくるというのは考えられませんし、そういった場合は支障ありということになると思います。そもそも、そういった計画はないわけでありまして。実際のところ、土地利用として工業専用地域と一部、準工業地域もかかっていますけれども、これについては過去に都市計画上支障なしという形で議を経ています。また、近隣に住宅地がありますけれども、そこからの苦情等も発生していないという状況であります。今回は処分量を変えずに、施設のグレードアップみたいな形で一部を増設するという事なので、当該地が工業専用地区

の中であるということで特段問題はないという判断のもとで都市計画上支障なしという形で意見を求めているという形であります。

【D委員】

わかりました。

【会長】

ほかにはいかがですか。それでは、採決に入りたいと思います。

第91号議案につきまして原案どおりということによろしいでしょうか。

【採決】

全会一致で原案どおり可決。